（公社）埼玉県診療放射線技師会と埼玉県議会の意見交換会を開催する

公益社団法人埼玉県診療放射線技師会
会 長 田 中　　宏

平成28年10月12日に、埼玉県議会において公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下、本会）と埼玉県議会無所属県民会議と意見交換会を開催した。詳しくは本誌「本会の動き」に掲載したので一読していただきたい。意見交換の議題は以下の通りである。

1. 県立高校特別授業
　「放射線について考えよう」
2. 埼玉県民に対しての被ばく相談事業
3. 原子力災害時放射線サーベイチーム

本会の設立目的は診療放射線学と地域保健医療の向上、そして県民の健康保持増進である（定款第3条）。

1. 県立高校特別授業「放射線について考えよう」は、高校の授業で放射線に関する講義を技師会が無償で請け負っている事業であり、過去の実績を説明するとともに、今後も事業を拡大していきたいという要望を出させていただいた。2. 埼玉県民に対しての被ばく相談事業についても過去の実績を説明し、今後は行政と協力していきたい旨の要望を出させていただいた。3. 原子力災害時サーベイチームに関しては、県内に原子力施設はないものの、他県で起きた災害時に活動する機会が得られるよう、本会で訓練を受けたサーベイチーム10人のアピールを行った。技師会が行政や県議会に訴えるポイントは「私たちの活動がいかに県民に貢献できるか」ということである。

医療従事者は本当によく努力をしている。休みを返上し、ポケットマネーを使い講習会や学会活動を行っている。世の中には数多くの職種があるが、その中でも医療従事者は日々勉強をし、努力をしている職種である。しかし、「努力をしていれば必ず誰かが見ていてくれる」「誰かが認めてくれる」そう思いたいが、世の中そんなには甘くない。また技師同士で評価しあっても社会的評価に繋がるとは限らない。

職能団体には学術活動と公益活動の二輪がある。学術活動は、時に医師などの他職種と共同で行う場が必要であるし、公益活動は、行政や政治と表裏一体の存在である。

憲法第93条に、地方公共団体に議会を設置する規定が定められている。議員一人一人は公職選挙法に基づいて県民に選ばれた代表であり、行政に何かを反映するには、直接行政にお願いをするか、県民の代表である県議会議員に請願するかの方法がある。

私は県民のために活躍できる場を得ることが、都道府県技師会の役割だと考えている。

近年「技師会は政治色が強くなった」という意見をもらうようになった。それは、前述からも分かるように、職能団体の活動に政治や行政が不可欠だと考えているからである。